

第22期 第11回福岡県有明海区漁業調整委員会議事録

1. 日 時 令和4年11月9日(水) 14:00～15:05

2. 場 所 福岡県有明海水産会館(柳川市三橋町高畑271)

3. 出席者

福岡県有明海区漁業調整委員会 委員8名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 2名

福岡県有明海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 1名

福岡有明海漁業協同組合連合会 1名

水産庁九州漁業調整事務所 3名

5. 議題及び議決内容

(1) 漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について(諮問)
資料1

(説明)

水産庁九州漁業調整事務所から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし。

(審議結果)

農林水産大臣が漁業権免許に係る福岡県知事の権限を行うことに異存ないと答申することを決定した。

(2) 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針(案)について(協議)
資料2

(説明)

水産庁九州漁業調整事務所から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし。

(審議結果)

原案の通り了承され、第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会に臨むこととなった。

(3) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理状況等の報告について(報告)
資料3

(説明)

水産庁九州漁業調整事務所から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし。

(4) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定について（協議） 資料4
(説明)

事務局から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：関係漁場ではない佐賀県の地先は、のりの区画漁業権漁場のほとんどに貝類の養殖場が免許されている。このようにならないよう、今まで反対してきた。

委員：「中島川のみお」の位置については、こちらから言わなくても良い。

(審議結果)

佐賀県が主張する福佐協定第3条、第5条の撤廃に反対し、現行の内容のまま更新することで、第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会に臨むこととなった。

(5) 福岡県有明海区漁場計画素案について（報告） 資料5
(説明)

漁業管理課から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：有区第1号の大川漁協、大野島漁協、川口漁協が行使しない理由は何か。

漁業管理課：底質の悪化、組合員の減少・高齢化。

(6) その他

特になし。